



2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 ア ブ ワ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 井 内 卓 嗣
(コード番号 7 4 7 6 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 CFO コーポレート本部長 西 川 圭 介
(TEL. 06 - 6447 - 1210)

株式給付信託（取締役向け）及び株式給付型 E S O P 信託の制度継続並びに 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017 年度より導入しております「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型 E S O P 信託」（以下、併せて「本制度」と総称し、本制度のため設定済みである信託を「本信託」といいます。）の継続及び第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2017 年 5 月 12 日公表の「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2017 年 7 月 31 日公表の「株式給付型 E S O P 信託の導入に関するお知らせ」及び 2025 年 5 月 14 日公表の「当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）、委任型執行役員（以下、併せて「当社取締役等」といいます。）及び社員を対象に、当社の業績及び株価と当社取締役等の報酬及び社員の処遇との連動性を高め、中長期的な視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2017 年度より本制度を導入しており、本制度を 2025 年度以降も継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、当社が定める取締役株式給付規程及び社員株式給付規程（以下、併せて「株式給付規程」といいます。）に従って、毎期の業績達成度等に応じた当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「対象財産」といいます。）を、本信託を通じて給付する制度です。

2. 本制度の継続の概要及び金銭の追加拠出について

本制度の対象期間（2021 年 3 月末日で終了する年度から 2025 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度）が満了したため、本制度にかかる制度対象期間を、2026 年 3 月末日で終了す

る事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度延長するとともに、株式の取得資金等を本信託に確保するため、金銭を追加信託することといたします。

本制度継続後の信託契約の概要

① 名称	株式給付信託（取締役向け）	株式給付型 E S O P 信託
② 委託者	当社	
③ 受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結しております。	
④ 受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者	社員のうち受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者	当社内の社員より選定
⑥ 信託契約締結日	2017 年 8 月 16 日	
⑦ 信託の期間	2017 年 8 月 16 日から信託が終了するまで	
⑧ 追加信託日	2025 年 8 月 25 日	
⑨ 追加信託金（注）	33,876,058 円	219,561,585 円
⑩ 株式の追加取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得	

（注）本信託は、今回の追加信託に係る金銭 253,437,643 円（うち株式給付信託（取締役向け）33,876,058 円、株式給付型 E S O P 信託 219,561,585 円）及び信託財産に属する金銭 48,795,157 円（うち株式給付信託（取締役向け）7,690,342 円、株式給付型 E S O P 信託 41,104,815 円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 本自己株式処分の概要

（1）処分期日	2025 年 8 月 25 日
（2）処分株式の種類及び数	当社普通株式 120,700 株 （うち株式給付信託（取締役向け）16,600 株、株式給付型 E S O P 信託 104,100 株）
（3）処分価額	1 株につき 2,504 円
（4）処分総額	302,232,800 円
（5）処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
（6）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

4. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役等及び社員を対象とした本制度の継続を決議いたしました。

本自己株式処分は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、当社が制定している株式給付規程に基づき、3 事業年度中に当社取

締役等及び社員に給付すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 75,352,540 株に対し、0.16% (2025 年 6 月 30 日現在の総議決権個数 717,259 個に対する割合 0.17%。いずれも少数点以下第 3 位を四捨五入。) となります。当社といたしましては、本制度は当社の業績及び株価と当社取締役等の報酬及び社員の処遇との連動性を高め、業績の向上と企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

5. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2025 年 8 月 7 日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である 2,504 円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前 1 カ月間（2025 年 7 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日）の終値の平均である 2,399 円（円未満切捨て）からの乖離率は 4.38%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直前 3 カ月間（2025 年 5 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日）の終値の平均値である 2,371 円（円未満切捨て）からの乖離率は 5.61%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直前 6 カ月間（2025 年 2 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日）の終値の平均値である 2,364 円（円未満切捨て）からの乖離率は 5.92%（小数点以下第 3 位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3 名にて構成、うち 3 名が社外取締役）は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上